

地域生活支援拠点等施設整備事業（相談機能分）業務委託 仕様書

I 基本事項

1 目的

地域における障がい者・児及びその家族（以下「障がい者等」という。）の支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センター事業を運営するとともに、以下の事業を一体的に実施することで地域の障がい者等支援体制を構築することを目的とする。

(1) 基幹相談支援センター事業

本市における障がい者等に対する相談支援の中核的な役割を担う機関として守口市基幹相談支援センターを運営し、地域の相談支援体制強化を推進し、関係機関との有機的なネットワークを構築する等により、障がい者等が地域で安心して暮らしていくための地域支援体制の充実を図ることを目的とする。

(2) 地域生活支援拠点コーディネーター事業

地域生活支援拠点に求められる機能を効果的に推進するため、地域の様々な関係機関等とのネットワーク構築や、障がい者等の特性に起因して生じる緊急の事態等に備え、緊急時の対応、体験の機会や場の提供等を実施することにより、障がい者等が地域で安心して生活できるように支援することを目的とする。

2 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

3 職員の配置

各事業に配置する職員は以下のとおりとする。長期休養等を要する職員が生じた場合は、その代替者を速やかに配置すること。

(1) 基幹相談支援センター事業

相談支援員として、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は相談支援専門員のいずれかの資格を有する常勤職員を 3 名以上配置し、内 2 名以上は「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和 6 年 7 月 3 日、社援発 0703 第 1 号）に定める相談援助業務につき、3 年以上の実務経験を有する者とする。

事業の実施に支障がない場合に限り、指定相談支援事業に係る業務について兼務

可能とするが、新たに利用者を担当する場合には、事前に障がい福祉課と協議を行うこと。

(2) 地域生活支援拠点コーディネーター事業

地域生活支援拠点コーディネーターとして、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員又は主任ケアマネジャーのいずれかの資格を有し、障がい者福祉についての専門的知識を有する常勤職員を1名以上配置すること。その内、1名は専従とする。

4 委託料の支払い及び精算

(1) 選定時に受託者から提出された年度ごとの委託料が分かるもの（価格提案書）に基づき、受託者の請求により、概算払い（上半期・下半期の2回払い）を行う。なお、各年度の業務終了後、すみやかに収支決算書を提出し、精算するものとする。

(2) 職員欠員に伴う減額

退職、異動、休暇（病気休暇、産前・産後休暇、育児休暇、その他の休暇）などにより、人員の欠員期間が1か月の勤務日数の3分の2を超える場合は、当該職員の人件費及び事務費1か月相当額を減額する。この場合において千円未満の端数については切り捨てるものとする。

5 事業計画及び実績報告等

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに本仕様書に基づく受託期間中の業務実施計画書を本市に提出すること。また、同計画を変更する場合には、速やかに業務実施変更計画書を市へ提出すること。

(2) 受託者は、自ら事業計画の進捗管理を行うほか、毎年度9月末に当該年度の前期（4月から9月末）について、毎年度3月末には当該年度の全期間（4月から翌年3月）を対象とする実績報告書を翌月10日までに委託者に提出すること。

(3) 上記のほか、本市が運営に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。

6 利用申請、利用料及び実施等

(1) 業務の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、直接、受託事業所に利用の申請を行うものとする。利用の申請があった際、受託事業所は、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳等により上記7に定める利用対象者であることを確認し、相談受付票等により受付を行うこと。

(2) 受託事業所は、業務の実施にあたっては、面接・訪問等の記録や支援の計画・実施等の記録を行い、継続的支援の実施を図ること。

- (3) 守口市地域生活支援事業に係る費用徴収に関する条例施行規則第2条の規定に基づき、相談料は無料とする。ただし、材料費・保険料等は実費負担とする。

II 業務内容

1 基幹相談支援センター事業

守口市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）第4条に規定する障がい者等を対象とする。

(1) 総合的な相談支援の実施

障がい種別や年齢を問わない総合的な相談支援を実施すること。市の定める別紙「新規相談からサービス利用までの流れ」を遵守し、計画相談導入前や地域生活支援事業のみ利用している障がい者等の相談に応じ、課題整理を行うとともに、必要に応じて適切な相談支援事業者や専門機関に仲介すること。

(2) 専門的な相談支援の実施

専門的な相談支援（行動障がい、触法問題、性の問題、多問題家族支援、支援拒否問題、金銭問題等の複雑かつ継続的な支援が必要な相談に関すること）を実施すること。

(3) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ① 地域の全ての相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言を実施すること。
- ② 研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等を通じ、地域の相談支援事業者の人材育成を図ること。
- ③ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に向けた取組を行うこと。
- ④ 必要に応じ、他の委託相談支援事業所間で担うべき役割について協議を行う会議に参加すること。

(4) 守口市障がい者自立支援協議会の運営等

- ① 守口市障がい者自立支援協議会のうち、事業所連絡会を除く各種会議において、事務局機能を果たし、その目的達成のために運営を行うこと。
- ② 障がい当事者の会の立ち上げに向け、必要に応じて会議を開催すること。

(5) 障がい者等の権利擁護のための取組

- ① 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を実施すること。
- ② 被虐待者（疑いを含む）に障がい福祉サービス等の利用が必要となった際には、他の委託事業所や関係機関と連携し、その調整を行うこと。また、継続的な見守り及び再発を防ぐための支援を実施すること。
- ③ レビュー会議への参加
市が主催するレビュー会議に参加し、個別の虐待通報への対応について必要な助言を行うこと。
- ④ 知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行えるよう、成年後見制度の利用に関する必要な情報提供・広報その他の啓発活動を実施する等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を実施すること。

(6) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ① 障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行・地域定着に向けた普及啓発を実施すること。
- ② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを実施すること。

2 地域生活支援拠点コーディネーター事業

- (1) 緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録する方策について、地域の指定障がい福祉サービス事業者、医療機関、相談支援事業所その他関係機関との協議を通して具体化し、対象世帯のリストを作成するとともに、随時更新に努めること。
- (2) (1) で把握した世帯に緊急事態等が発生し、市が受け入れ先を確保できなかった場合、市と協力し受け入れ先の確保に努めること。
また、把握している障がい特性や病歴等の必要な情報を受け入れ先へ提供する等の必要な対応を行うこと。
- (3) 地域生活の実現可能性のある障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者に対し、地域移行支援事業所や委託相談支援事業所等と連携し、地域生活支援拠点等の障がい福祉サービスの体験利用に向けた調整を行うこと。
- (4) 障がい者の地域生活を支える人材を養成するため、地域の障がい福祉サービス事業所の従業者等に対し、医療的ケア、強度行動障がい、高齢化に伴う重度化等に関する研修の企画及び調整を行うこと。

Ⅲ その他

- 1 本業務の履行に伴い第三者に損害が発生した場合は、受託者の責任と負担において、第三者に損害を賠償すること。また、受託者の負担において、業務の履行に伴う第三者の損害に係る賠償責任保険に加入すること。
- 2 受託者は、業務に使用するインターネット環境や電子機器に必要なセキュリティを確保するとともに、従事者に対しても情報漏洩対策の注意喚起を図ること。
- 3 本業務の契約期間が満了するとき又は契約書に基づき契約を解除するとき等の理由により、本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本業務の契約期間中に引継期間を設け、次期受託者が円滑に業務を行えるよう十分な引継ぎを行うこと。
- 4 本仕様書に定めのない事項については、協議の上、これを定めるものとする。
- 5 当該委託事業は、本仕様書及び関係法令等を踏まえないければならないことはもとより、記載のない事項についても、必要と認められることについて、常に密接な連携を保ち、契約金額の範囲内で目的達成のため、遂行しなければならない。